

建築士法の改正に伴う設計業務及び工事監理業務の契約書作成時における事務取扱の一部変更について

建築士法が改正されたことに伴い、下記のとおり対象業務の契約事務を一部変更しておりますのでご確認ください。

1 対象業務

建築士法第 22 条の3の3第1項及び第3項に規定する設計業務及び工事監理業務

【法第 22 条の3の3第1項】

延べ面積が 300 ㎡を超える建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

【法第 22 条の3の3第2項】

延べ面積が 300 ㎡を超える建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容で前項各号に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

【法第 22 条の3の3第3項】

建築物を増築し、改築し、又は建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合においては、当該増築、改築、修繕又は模様替に係る部分の新築とみなして前2項の規定を適用する。

2 契約締結時の手続き

建築士事務所の名称や、従事予定の建築士の氏名等を記載した「別紙」を契約書の一部とする必要があります。対象業務の契約締結時の手続きは以下のとおりです。

- ① 交通局契約係にて「契約書」及び「別紙」を受け取る。
- ② 「別紙」に必要事項を記載する。
- ③ 「別紙」を業務担当課へ提出し、確認済みの押印を受ける。
- ④ 確認済みの「別紙」を契約書の一部とし、契約を締結する。

※作成した書面を契約書に添付して、契約を締結します。なお、札幌市交通局提出分には原本を、自社分には写しを添付してください。

※「別紙」は入札情報サービスにおいて公開しておりますので、事前に印刷することも可能です。

3 「別紙」の印刷（入札情報サービス）

<http://www.city.sapporo.jp/st/keiyaku/index.html#nyuusatsujoho>

工事・設計等・道路維持管理除雪→共通ファイルダウンロード→入札・見積関係